

共同診療計画書による医療連携について

～施設基準の届出と診療報酬算定～

1. 「がん治療連携指導料」施設基準の届出

- ・ 四国がんセンターより四国厚生支局へ届け出を行います。当院の連携先医療機関として貴医療機関を申請することにより、貴院の「がん治療連携指導料」の届け出が完了となります。その際、貴院から提出していただく書類等はありません。
- ・ 四国がんセンターで取りまとめ、毎月末に届け出を行いますので、翌月1日が受理日となり、同月の下旬に、受理通知とともに四国がんセンターの申請書（複写）が四国厚生支局から送付されます。
- ・ 7月に四国厚生支局へ定例報告を行う際には「がん治療連携指導料」について報告が必要です。
- ・ 届出情報（医療機関名・住所・病床数等）が変更となった場合は、四国厚生支局へ届け出をし、当院医事課（089-960-5183）までご一報ください。

2. 患者さんの受診

- ・ 患者さんが当院を退院後、共同診療計画書とFAX送信用の指導書を貴医療機関宛てに郵送いたします。
- ・ 患者さんが貴院を受診されたら、指導書を記入していただき、FAX送信をお願いいたします（連携指導書のみで、上紙は不要です）原本は、貴院で保管してください。
- ・ 検査結果等わかるまで数日かかる場合は、結果が出てからのFAX送信でかまいません。また、血液検査結果用紙を指導書と一緒に送信いただけますと大変参考になります。
- ・ 患者さんの病状により、当院の受診予約の変更の必要な場合はFAX紹介をご利用くださいますようお願いいたします。（緊急を要する場合を除く）
- ・ 共同診療計画書における「がん治療連携指導料」の算定は5年間で終了となり、5年以降は継続して貴医療機関での診療をお願いしております。

3. 診療報酬の算定について

- ・ 患者さんの受診の際、要件を満たせば「がん治療連携指導料（B005-6-2：300点）」が算定できます。詳細については、点数表の算定要件をご確認ください。

<連携窓口> ご質問・FAX送信はこちらまで

愛媛大学医学部附属病院

〒791-0204 東温市志津川

総合診療サポートセンター

TEL：089-960-5918 / 5261

FAX：089-960-5959